

鳥取県立博物館広告事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱（平成19年2月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）が作成する刊行物及び実施する事業に係る広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「刊行物」とは、博物館が作成する冊子、パンフレット、チラシその他の外注印刷物をいう。

(広告事業の種類及び方法)

第3条 広告事業は、次の各号に定める刊行物を対象とする。

- (1) 鳥取県立博物館が主催する展覧会のチラシ及びポスター
- (2) 鳥取県立博物館 展覧会のご案内
- (3) 鳥取県立博物館ニュース Museum Press

2 広告事業は、広告の掲載又は企業名（ロゴを含む。）の表示による事業協賛とする。

3 広告事業の実施については、要綱を適用する。この場合において、次に掲げる事項は、鳥取県立博物館長（以下「博物館長」という。）が別に定める。

- (1) 事業協賛の規格
- (2) 事業協賛の期間及び時期
- (3) 事業協賛の掲載場所
- (4) 事業協賛に係る制限事項及び掲載基準

(広告の基準)

第4条 第6条に規定する事業者は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。

- (1) 文化・芸術の振興に資するものとなるよう配慮すること。
- (2) あたかも県が推奨しているような誤解を与えないこと。
- (3) 特定の期間や料金を示さず、イメージ的なものが望ましいこと。

(募集)

第5条 広告の掲載及び事業協賛を行うことができる者は、企業、法人及びその他の団体とし、博物館長は、当該者を、公募、指名競争入札又は見積もり合わせにより募集する。

2 前項の募集に関し必要な事項は、博物館長が別に定める。

(選考及び決定)

第6条 博物館長は、前条第1項の規定による募集に対する応募があったときは、第3条の規定に基づき、当該応募の内容について審査し、広告の掲載及び事業協賛を行う者（以下「事業者」という。）を決定する。この場合において、応募者が複数であるときは、県が得る利益その他の要素を勘案して決定するものとする。

（契約の締結）

第7条 博物館長は、前条の規定により決定された事業者と速やかに事業に関する契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 事業者は第3条の規定に基づき、広告原稿を作成するものとする。

2 事業者は、作成した広告原稿を博物館長の指定する期日に、指定する場所に提出するものとする。

3 博物館長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が第3条及び第4条の規定に違反していないことについて審査を行い、違反していないと認めたものを掲載するものとする。

（広告内容等の修正等の指示）

第9条 博物館長は、広告の内容等が第3条又は第4条の規定に違反していると認めたときは、事業者に対して当該広告の内容等の修正を指示することができる。

（協議）

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、博物館長と事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告事業の実施に関して必要な事項は、博物館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月2日から施行する。